

教育と執行上の問題

岩瀬靖近

日本における安全運転管理者制度と交通安全教育(『安全運転管理者』が狙っている交通安全教育は7,200万人を超え16才以上の免許適齢者の70%に及ぶ)

1. 安全運転管理者制度(部分)

1) 安全運転管理者の選任義務

自動車の使用者は、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに法定要件を備える者のうちから運転者の交通安全教育その他自動車の安全運転に必要な業務を行う安全運転管理者を選任しなければならない。(道路交通法第74条の2第1項)

※管理者の選任を必要とする自動車の台数

- ・乗車定員11人以上の自動車の場合………1台以上
- ・その他の自動車の場合 ………………5台以上
- ・自動二輪車の場合は0.5台として計算するものとする

2) 副安全運転管理者の選任義務

自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、副安全運転管理者を選任しなければならない。(道路交通法第74条の2第4項)

※副管理者の選任を必要とする自動車の台数は20台以上として、台数に応じて選任するものとする

2. 安全運転管理者に義務付けられた交通安全教育(部分)

1) 交通安全教育指針に基づく交通安全教育の義務

安全運転管理者は、運転者に対して、国家公安委員会が作成した交通安全教育指針に従って交通安全教育を行わなければならない。(道路交通法第74条の2第3項)

2) 免許取得後の四輪車の運転者に対する交通安全教育の内容(部分)

A. 運転に関する基本的事項の再教育

目標:

自動車を安全に運転するために必要な基本的事項を再確認させ、技能及び知識の定着を図る。

内容：

- a)自動車の点検
- b)運転姿勢、装置の操作等
- c)ブレーキの掛け方
- d)運転方法の基本
- e)交通事故及び故障の場合の措置
- f)交通事故の発生状況等

B.危険の予測と回避

目標：

自動車を安全に運転するために必要な、道路における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させる。また、歩行者、自転車の利用者、二輪車の運転者等の特性を理解させ、交通事故を防止するため必要な事項を習得させる。

内容：

- a)具体的な場面を設定して行う危険の予測と回避
- b)道路を通行する他の者の特性
- c)急ブレーキ
- d)横滑りの危険性

C.状況に応じた運転能力の向上

目標：

夜間の運転、雨、雪、霧等の悪天候時の運転、高速道路での運転等の様々な状況下における運転に必要な能力を向上させる。

内容：

- a)夜間の運転
- b)雨天時の運転
- c)雪道等の運転
- d)霧の場合の運転
- e)高速道路での運転

D.安全運転に必要な科学的知識の習得

目標:

自動車等を安全に運転するために必要な科学的知識について理解を深めさせる。

内容:

- a)性格と運転の関係
- b)人間の生理と運転の関係
- c)自動車に働く自然の力
- d)交通事故の発生原因等

E.運転適性指導及び運転技能指導

目標:

運転者に運転適性及び運転技能を客観的に把握させるとともに、運転適性の類型ごとに特徴的な交通事故について理解させ、運転態度及び技能の改善を図る。

内容:

- a)運転適性指導
- b)運転技能指導

3.交通安全教育を行う者の基本的な心構え

参加・体験・実践型の教育手法の活用

受講者が安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育手法を積極的に活用することが必要である。例えば、実際に道路外のコースで自動車等もしくは自転車を運転させ、または歩行者としてコースを通行させることにより、技能及び知識の習得の程度を認識させたり、実験により自動車の死角、内輪差、制動距離、シートベルトの効果等を確認させたり、ビデオ等の視聴覚教材または運転シミュレーターを用いて交通事故の発生する状況等を間接的または擬似点に体験させたりするなど、様々な工夫をすることが望ましい。

※ 具体的な参加・体験・実践型の教育の実務については 2000 年～2001 年度に埼玉県安全運転管理者法定講習に用いている岩瀬靖近が作っ

た冊子(30 頁)を参考にして下さい。

交通違反執行上の諸問題

- ・交通違反の判定に個人差があったり、その場の状況により違反の形が微妙に異なることもあるので、現場での警察官は私的な感情を排除し、違反者が納得する公平・公正な判定で違反の執行を行うことが大切である。(理屈を言ったり、感情的になつたりして違反を認めたがらない者も多い)
- ・交通違反の罰金や刑罰が他の事犯に比較して軽いので違反者が深く考えていないこと。
- ・他の者も違反しているのに何故自分だけつかまえるのか、不公平だと言はれことが多い。
- ・法律に違反していることが明白なのに違反者のほとんどが反省していないこと、運が悪かったからつかまつたと思う人が多い。
- ・道路交通法が変更されてもその内容を知らない者もいる。法律に明記されている安全走行の基本を知らない者も多い。
- ・交通事故発生後、交通量の多い道路等では『交通の安全と円滑』を回復させるのが困難である。

以上

交通安全総合コンサルタント 岩瀬事務所

岩瀬 靖近

POST NO. 235-0045

横浜市磯子区洋光台 2-14-29